



平成 25 年 10 月 8 日

各 位

会社名 天龍木材株式会社
代表者名 代表取締役社長 大木 洋
(コード番号 7904 名証第二部)
問合せ先 取締役管理本部副本部長 磯部正敏
TEL 053-421-1188

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月頃に開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社の普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本普通株主種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本普通株主種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。)の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日設定について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 25 年 10 月 24 日(木曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に当社の普通株式を有する旨記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告(以下「本基準日設定公告」といいます。)をいたします。

- (1) 基準日 平成 25 年 10 月 24 日(木曜日)
- (2) 公告日 平成 25 年 10 月 9 日(水曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<http://www.tenryu.co.jp/company03b.php>

2. 本株主総会の日程、付議議案等について

当社は、平成 25 年 8 月 22 日付けプレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、①当社において普通株式及び第 1 種優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行済の普通株式の全てに全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、並びに③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(ただし、当社が所有する普通株式に係る自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別個の種類株式の当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

また、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、本臨時株主総会における上記②の承認に係る決議に加えて、(i) 会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社普通株式を所有する株主を構成員とする本普通株主種類株主総会、並びに、(ii) 会社法第 111 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に基づき、会社法第 108 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する事項についての定めに従って、

株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社普通株式が、取得請求権の行使及び取得条項（会社法第108条第1項第6号に規定する事項についての定めをいいます。）に基づく当社による第1種優先株式の取得と引換えに交付されることとなる第1種優先株式に係る株主を構成員とする種類株主総会（以下「本優先株主種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。もともと、本優先株主種類株主総会の決議については、会社法第325条及び第319条第1項に従って、第1種優先株式に係る株主全員から、上記②について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示を受けることによって、本優先株主種類株主総会の決議を省略することを考えています。そのため、当社は、本臨時株主総会のほか、本普通株主種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本普通株主種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上